

情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた人へ  
各種保険料（税）の減免申請が可能です

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人などに対して、各種保険料（税）の減免を行います。減免を受けるための要件や申請方法については、下表または市ホームページをご覧ください。

対象の保険料(税)	令和2年度、令和3年度および令和4年度分の次の保険料（税）で、令和4年4月1日～令和5年3月31日の間に納期限が設定されているもの ▶国民健康保険税 ▶後期高齢者医療保険料 ▶介護保険料	
対象の人	次の①または②に該当する人 ※介護保険料については、65歳以上で①または②に該当する人	
	①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（※1）が死亡、または重篤な傷病を負った人	②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（※1）の収入減少が見込まれる人
減免割合	【対象①】 全額免除	【対象②】 一部免除または全額免除（※2）
申請方法	申請書類などを郵送、または各担当窓口へ持参 ※感染症拡大防止のため、原則として郵送により申請してください。 ※申請の詳細は市ホームページを確認、または問い合わせてください。 ※様式を印刷できない場合には、郵送しますので問い合わせてください。	
必要書類	【共通】 減免申請書・調査同意書（市ホームページ掲載）、本人確認書類の写し	
	【対象①】 医師による死亡診断書や診断書	【対象②】 収入状況等申告書（市ホームページに掲載）、収入がわかる資料など

※1「世帯の主たる生計維持者」とは、その人の収入によって生計を維持している人で、基本的に「世帯主」を指します。

※2「一部免除または全額免除」の要件は次のA～Cのすべてに該当する場合があります。（介護保険料のみCを除外）

A：令和4年中の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、令和3年中に比べて10分の3以上減少する見込みがある

B：収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和3年中の所得の合計額が400万円以下

C：令和3年中の所得の合計額が1,000万円以下

注▶国民健康保険税のみ、失業により非自発的失業者の軽減制度適用対象となる人は今回の減免対象にはなりません。

▶上記要件や申請時の必要書類について、それぞれ次のとおり読み替えてください。

令和3年度分の保険料（税）▶令和4年→令和3年、令和3年→令和2年

令和2年度分の保険料（税）▶令和4年→令和2年、令和3年→令和元年（平成31年）

問国民健康保険税について 課税課市民税係 ☎ 983・2626

問後期高齢者医療保険料について 保険年金課高齢者医療係 ☎ 983・2710

問介護保険料について 介護保険課介護保険係 ☎ 983・2607



▲申請などの詳細  
（市ホームページ）

情報

介護保険料をお知らせする決定通知は、7月中旬に発送予定です  
令和4年度介護保険料と各種軽減制度について

介護保険料について

介護保険は、認知症や身体機能の低下などによって介護が必要と認定された人が、介護給付の範囲内で、介護や介助、機能訓練などのサービスを受けられる制度です。皆さんに納めていただく介護保険料は、介護保険を支える大切な財源です。

65歳以上の人の介護保険料

被保険者本人の前年の収入、被保険者本人および世帯員の当該年度住民税課税状況などに基づき、介護保険料を決定します。

※土地建物の譲渡所得がある人は、特別控除後の所得が保険料算定の指標となります。

■支払方法

- ①年金額が年額 18 万円以上の人は、特別徴収（年金からの引き落とし）
- ②年金額が年額 18 万円未満の人、年度途中で 65 歳に達した人、転入した人は普通徴収（納付書での支払い）

※普通徴収の人で、口座振替での納付を希望する場合は、市内の金融機関・郵便局へお申込みください。

※特別徴収・普通徴収を変更することはできません。

介護保険料の減額について

世帯の生計を主として維持する人の収入が、失業などにより著しく減少した場合や、住民税非課税世帯で、生活保護基準額程度の収入、預貯金が 100 万円未満であるなどの要件に該当する人はご相談ください。

介護保険の利用方法について

介護サービスを利用するためには、要介護などの認定を受ける必要があります。介護が必要になった場合は、申請をお願いします。

☑65歳以上の人、40歳～64歳の特定疾病の人



40歳～64歳の人の介護保険料

加入している医療保険（健康保険）に医療保険分と合わせて納付します。医療保険によって保険料の金額や納付方法が異なりますのでご注意ください。

利用料や食費・居住費（滞在費）の負担を軽減する制度

軽減や助成の制度	対象	内容
介護保険施設における食費・居住費の負担減額	住民税非課税世帯で、資産などが一定の要件に該当する人	介護保険施設入所（短期入所を含む）における食費や居住費（滞在費）の負担額の減額
社会福祉法人等利用者負担額の軽減	社会福祉法人などが提供する通所、訪問サービス、短期入所サービスを利用している人、特別養護老人ホームに入所している人のうち、住民税非課税世帯で前年の年間収入が単身世帯で150万円以下の人など	利用料、食費・居住費（滞在費）が軽減されることがあります。
介護保険居宅サービス等利用者負担額の助成	通所、訪問サービスなど、在宅のサービス（住宅改修、特定福祉用具販売を除く）を利用している人のうち、毎月の世帯収入が生活保護基準額程度の収入である人	月ごとの利用料から3,000円を差し引いた額の2分の1に相当する額を助成

※判定に用いる収入は、親族からの仕送りや遺族年金などの非課税収入も含まれます。借家などの不動産収入がある場合には、別途収入を算出し、資産保有にも制限があります。

☎介護保険課 ☎ 983・2607